㈡　生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、生乳又は特定乳製品の販売に関する計画（以下「年間販売計画」という。）を作成して農林水産大臣に提出しなければならないこととし、農林水産大臣は、当該年間販売計画が農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の最高限度を通知するものとした。（第五条関係）

㈢　農林水産大臣又は都道府県知事は、対象事業者が取り扱った生乳の数量のうち、生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量を認定して機構に通知するものとし、機構は、当該通知に係る数量に生産者補給金の単価を乗じて得た額を、生産者補給交付金等として、交付するものとした。（第七条関係）

㈣　第一号対象事業を行う対象事業者は、当該対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、生産者補給金を交付しなければならないこととした。（第九条関係）

3　集送乳調整金の交付

㈠　都道府県知事又は農林水産大臣は、定款等において、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、年間販売計画に記載された地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること、業務規程において集送乳に係る経費の算定の方法等が農林水産省令で定める基準に従い定められていること等の要件に該当する第一号対象事業を行う対象事業者を、指定事業者として指定することができることとした。（第一〇条関係）

㈡　都道府県知事又は農林水産大臣は、指定事業者が㈠の要件に該当しないこととなったとき等の場合には、指定を解除しなければならないこととするとともに、正当な理由なくその指定に係る地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んだとき等の場合には、指定を解除することができることとした。（第一三条関係）

㈢　機構は、指定事業者に対し、2㈢の数量に集送乳調整金の単価を乗じて得た額を、集送乳調整金として、交付するものとした。（第一四条及び第一五条第一項関係）

4　指定乳製品の価格の安定に関する措置

㈠　機構は、国際約束による数量の指定乳製品等を輸入するものとするとともに、指定乳製品等の価格が著しく騰貴していると認められる等の場合には、農林水産大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができることとした。（第一七条関係）

㈡　指定乳製品等を輸入する者は、指定乳製品等を機構に売り渡さなければならないこととし、機構は、当該者に当該指定乳製品等を売り戻さなければならないこととした。（第一八条及び第二〇条関係）

㈢　機構は、指定乳製品の価格が著しく騰貴していると認められる等の場合には、その保管する指定乳製品等を売り渡すことができることとした。（第二三条及び第二四条関係）

5　その他

㈠　農林水産大臣は、対象事業者に対し、酪農経営の安定を図る観点から、必要な指導及び助言を行うことができることとした。（第二八条関係）

㈡　この法律における所要の罰則を整備することとした。（第三一条～第三四条関係）

二　独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正関係

機構の業務として、一の2から4までの業務を追加する等の整備を行うこととした。（第一〇条関係）

三　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止関係

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四〇年法律第一一二号）は、廃止することとした。（附則第二条関係）

四　施行期日

この法律は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

―――――――――

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（法律第六一号）（環境省）

1　電子情報処理組織を使用した登録の義務付け

その事業活動に伴い多量の産業廃棄物（その運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要があるものとして環境省令で定めるものに限る。）を生ずる事業場を設置している事業者として環境省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して情報処理センターに登録することが困難な場合として環境省令で定める場合等を除き、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬受託者及び処分受託者から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、所定の事項を情報処理センターに登録しなければならないこととした。（第一二条の五第一項関係）

2　二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例

㈠　二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合には、当該二以上の事業者は、共同して、環境省令で定めるところにより、次のいずれにも適合していることについて、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする区域（運搬を行う区域については、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の認定を受けることができることとした。（第一二条の七第一項関係）

(1)　当該二以上の事業者が一体的な経営を行うものとして環境省令で定める基準に適合すること。

(2)　当該二以上の事業者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を実施する者が、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分を行うことができる事業者として環境省令で定める基準に適合すること。

㈡　認定を受けた者のうちいずれか一の事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物に係る規定等の適用については、当該認定を受けた者のうち他の事業者もまたその事業に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者とみなすこととする等の措置を講じた。（第一二条の七第四項～第六項関係）

3　許可の取消し等に伴う通知等の義務付け

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業の許可を取り消された者であって当該許可に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないもの等は、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、許可を取り消された旨等を当該収集、運搬又は処分を終了していない産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託した者に書面により通知しなければならないこととした。（第一四条の二第四項及び第一四条の五第四項並びに第一四条の三の二第三項及び第一四条の六関係）

4　有害使用済機器の保管等

㈠　使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業とする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。以下「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第一七条の二第一項関係）

㈡　有害使用済機器保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならないこととした。（第一七条の二第二項関係）

㈢　第一九条の三（第一号及び第三号を除く。）並びに第一九条の五第一項（第二号～第四号を除く。）及び第二項の規定等は、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用することとした。（第一七条の二第三項関係）